



平成 25 年 7 月 9 日

各 位

会 社 名 住友林業株式会社  
(コード番号 1911 東証・大証第一部)  
代表者名 代表取締役 社長 市川 晃  
問合せ先 コーポレート・コミュニケーション室長 田中 耕治  
(TEL 03-3214-2270)

## 2018 年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 7 月 9 日開催の取締役会において、2018 年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」）（社債額面金額合計額 200 億円）の発行を決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 【本新株予約権付社債発行の背景】

当社グループは、「再生可能で人と地球にやさしい自然素材である『木』を活かし、『住生活』に関するあらゆるサービスを通じて、豊かな社会の実現に貢献する」ことを経営理念に掲げ、この理念のもと、企業価値の最大化を目指すことを経営の基本方針としております。

このような経営の基本方針のもと、当社グループは「木材建材事業」と「戸建注文住宅事業」を主力に、リフォーム事業を中心とした「ストック住宅事業」、海外での植林や木質建材の製造・販売、戸建住宅等の建築請負、分譲住宅の販売を行う「海外事業」等、幅広い事業をグローバルに展開しております。

当社グループをとりまく事業環境は、国内においては、人口・世帯数の減少に伴い、新築住宅市場の縮小が予想される一方、ストック住宅市場は政策の後押し等により成長が見込まれております。また、海外においては、新興国をはじめ、高い経済成長と人口増加が見込まれる国々の市場は拡大していくことが予測されます。

このような事業環境を見据え、当社グループでは、これまでのコストダウンをはじめ、徹底した事業効率化による収益力を基盤に、国内の新設住宅着工戸数の動向に過度に左右されないバランスのとれた収益ポートフォリオの構築を進め、3 年後を目途に「売上高 1 兆円、経常利益 300 億円体制」を構築するという目標を掲げ、収益性の向上を図りながら、事業規模の拡大を進めていく方針です。

具体的には、主力事業である「木材建材事業」と「戸建注文住宅事業」につきましては、市場環境の変化を的確に捉えながら、収益基盤をより強固なものとしてまいります。「海外事業」につきましては、既存事業の収益性の向上を図るとともに、国別の市場環境を見極め、事業及び地域のポートフォリオの再構築を行いながら、M&A の実施も含めて事業の拡大を加速させてまいります。また、リフォーム事業につきましては、施工体制を整えながら更なる技術力の向上を図りつつ、人員をはじめとした経営資源を積極的に投入し、事業規模の拡大を目指します。

さらに、戸建分譲住宅事業やアパート事業の拡大にも注力する他、次世代の収益源として、中古住宅の再生・再販事業や非住宅分野での木造化・木質化を推進する「木造化事業」等の新たな成長事業の育成にも力を

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

入れてまいります。

当社グループは、1691年の創業から300年以上にわたって「木」と密接に関わる事業を展開し、「木」に関する高度な知識・技術を蓄積してきました。今後も、「木」の可能性を追求し、その付加価値を高めながら、時代の要求に応え、社会に貢献する事業を展開することで、さらなる企業価値の向上に努めてまいります。

上記の背景を踏まえ、収益力をより強固なものとしつつ、国内外の各市場における成長機会を的確に捉えるためには、有利な条件で安定資金を調達し、財務基盤を一層安定化させることが必要であると考え、本新株予約権付社債の発行を決議いたしました。

#### 【調達資金の使途】

本新株予約権付社債発行による発行手取金（約200億円）は、以下に充当することを予定しております。

- ① 2014年7月17日に償還予定の第1回無担保普通社債の償還資金として、100億円。
- ② 海外を中心とした木質建材等製造事業の付加価値向上、競争力強化のための設備投資資金として、2015年3月までに約40億円。
- ③ 北米における住宅事業の事業エリア拡大を目的とした米国住宅会社の持分取得資金の一部として、約25億円。（出資比率50%、2013年6月28日に手元資金にて全額払込済）
- ④ インドネシアにおける植林事業の運転資金として、2015年3月までに約15億円。
- ⑤ 残額を、2015年3月までに日本国内における戸建注文住宅事業・木材建材事業・リフォーム事業等の業務効率化、収益力向上のための情報システム関連投資資金に充当する。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

### 【本新株予約権付社債発行の狙い】

当社は、業容拡大に資する低コストの成長資金の確保を図りつつ、既存株主に配慮して希薄化を大幅に抑制した資金調達手法として、以下のような特徴を有する本新株予約権付社債の発行を決定いたしました。

- ① 本新株予約権付社債はゼロ・クーポンで発行されるため、金利コストの最小化を図った調達であること。
- ② 本新株予約権付社債は時価を上回る転換価額を設定することで、発行後の一株当たり利益の希薄化を極力抑制する効果が期待されること。
- ③ 本新株予約権付社債は転換制限条項及び取得条項（額面現金決済型）を付与しており、普通株式への転換可能性を抑制し、既存株主の皆様に配慮した負債性の高い設計であること。

### 【転換制限条項について】

株価が転換価額の一定水準を一定期間上回らない限り、投資家が新株予約権を行使できない条項をいいます。本新株予約権付社債においては原則として、各四半期の最終 30 連続取引日のうちいずれかの 20 取引日において、当社普通株式の終値が当該四半期の最終取引日の転換価額の 120%を超えた場合に限り、投資家は翌四半期において新株予約権を行使することができます。ただし、満期償還期日の 3 ヶ月前の日以降は、いつでも新株予約権の行使が可能となります。

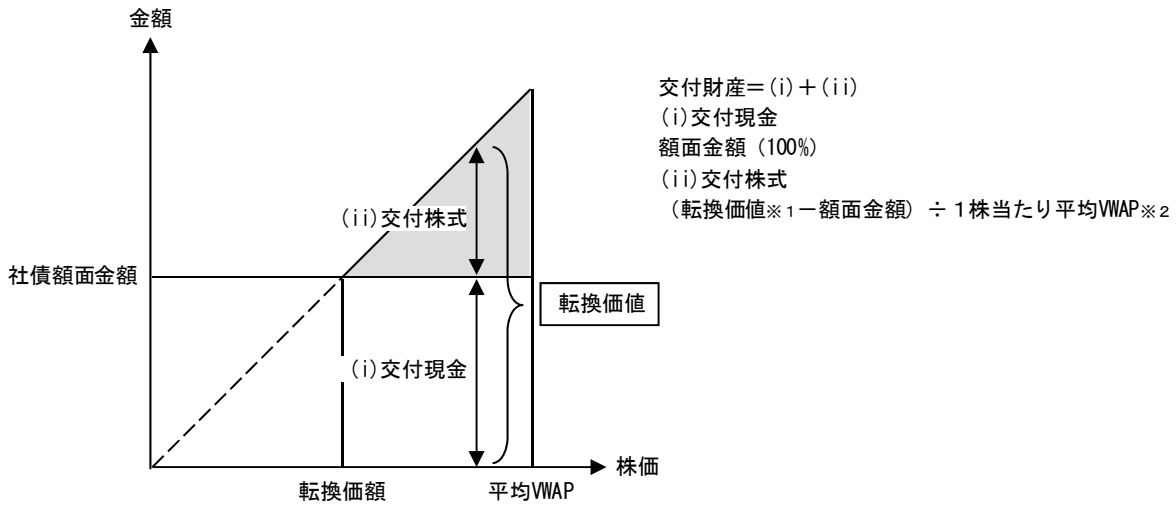
### 【取得条項（額面現金決済型）について】

本新株予約権付社債には、会社法に基づき、当社が下記の財産の交付と引き換えに本新株予約権付社債を取得する権利が付与されます。当社が今回採用した取得条項（額面現金決済型）では、当社は、自己の裁量により、満期償還期日の 6 ヶ月前の日以降、一定期間の事前通知を行ったうえで、各本新株予約権付社債につき(i)額面金額の 100%に相当する金額の金銭及び(ii)転換価値（※1）から本社債の額面金額相当額を差し引いた額（正の数値である場合に限る）を 1 株当たり平均 VWAP（※2）で除して得られる数（1 株未満の端数切り捨て）の当社普通株式（株式数は、下記の計算式で算出される）を交付財産として、残存する本新株予約権付社債の全部を取得することができます。

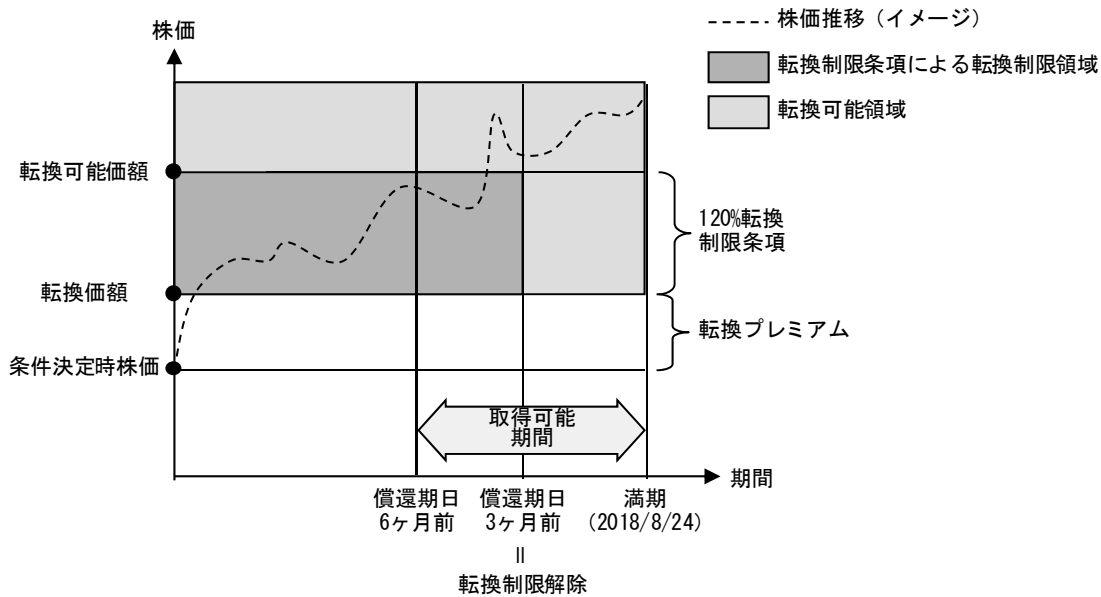
- ・ 転換価値（※1）： $(\text{額面金額} \div \text{最終日転換価額}) \times 1 \text{株当たり平均 VWAP}$
- ・ 最終日転換価額：上記 1 株当たり平均 VWAP の計算期間の最終日の転換価額
- ・ 1 株当たり平均 VWAP（※2）：当社が取得通知をした日の翌日から 5 取引日目の日に始まる 20 連続取引日に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格の平均値

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

下記は、取得条項（額面現金決済型）の概念図です。



下記は、転換制限条項と取得条項（額面現金決済型）を組み合わせた概念図です。



※株価変動はイメージであり、当社の株価の動きを予測又は保証するものではありません。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

記

1. 社 債 の 名 称 住友林業株式会社2018年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）
2. 社 債 の 払 込 金 額 本社債の額面金額の100.0%（各本社債の額面金額1,000万円）
3. 新 株 予 約 権 と 引 換 え に 払 い 込 む 金 銭 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。
4. 社債の払込期日及び発行日 2013年7月25日（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。）
5. 募 集 に 関 す る 事 項
  - (1) 募 集 方 法 Daiwa Capital Markets Europe Limited 及び Nomura International plc を共同主幹事引受会社兼共同ブックランナーとする幹事引受会社（以下「幹事引受会社」という。）の総額買取引受けによる欧州を中心とする海外市場（但し、米国を除く。）における募集。但し、買付けの申込みは引受契約書の締結日の翌日午前8時（日本時間）までに行われるものとする。
  - (2) 新 株 予 約 権 付 社 債 の 募 集 価 格（発行価格） 本社債の額面金額の102.5%
6. 新 株 予 約 権 に 関 す る 事 項
  - (1) 新 株 予 約 権 の 目 的 で あ る 株 式 の 種 類 及 び 数 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式（単元株式数100株）とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(4)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
  - (2) 発 行 す る 新 株 予 約 権 の 総 数 2,000個及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を1,000万円で除した個数の合計数
  - (3) 新 株 予 約 権 の 割 当 日 2013年7月25日
  - (4) 新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 内 容 及 び そ の 価 額
    - (イ) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
    - (ロ) 転換価額は、当初、当社の代表取締役が、取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と上記5.(1)記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日における株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に1.0を乗じた額を下回ってはならない。
    - (ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

$$\text{調整後 転換価額} = \text{調整前 転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- (5) 新株予約権の行使により本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 新株予約権を行使することができる期間 2013年8月8日から2018年8月10日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。

但し、①下記7.(3)(ロ)記載の本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、下記7.(3)(ロ)②において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、②下記7.(3)(ハ)記載の当社による本新株予約権付社債の取得がなされる場合、又は下記7.(3)(ニ)記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また③下記7.(3)(ホ)記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2018年8月10日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、下記7.(3)(ハ)記載の当社による本新株予約権付社債の取得の場合、取得通知の翌日から取得期日までの間は本新株予約権を行使することはできない。また、当社の組織再編等（下記7.(3)(ロ)③に定義する。）を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日（同日を含む。）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）（同日を含む。）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

- (7) その他の新株予約権の行使の条件
- (イ) 各本新株予約権の一部行使はできない。
- (ロ) 2018年5月24日(但し、当日を除く。)までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期(1暦年を3ヶ月に区切った期間をいう。以下、本(ロ)において同じ。)の最後の取引日に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の120%を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日(但し、2018年4月1日に開始する四半期に関しては、2018年5月23日)までの期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本(ロ)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下①、②及び③の期間は適用されない。
- ①(i)株式会社格付投資情報センター若しくはその承継格付機関(以下「R&I」という。)による当社の長期個別債務格付(かかる格付がない場合は当社の発行体格付。以下同じ。)若しくは本新株予約権付社債の格付(格付がなされた場合に限る。以下同じ。)がBBB(格付区分の変更が生じた場合には、これに相当するもの)以下である期間、(ii)R&Iにより当社の長期個別債務格付若しくは本新株予約権付社債の格付がなされなくなった期間、又は(iii)R&Iによる当社の長期個別債務格付若しくは本新株予約権付社債の格付が停止若しくは撤回されている期間
- ②当社が、本新株予約権付社債権者に対して、下記7.(3)(ロ)記載の本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間(但し、下記7.(3)(ロ)②において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)
- ③当社が組織再編等を行うにあたり、上記(6)記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行った日(同日を含む。)から当該組織再編等の効力発生日(同日を含む。)までの期間
- (8) 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由
- 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。
- (9) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付
- (イ) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i)その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii)そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii)当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(イ)に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して下記 7. (3) (ロ)③(b)記載の証明書を交付する場合、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

①新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

②新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、承継会社等が当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記(4)(ハ)と同様の調整に服する。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii) 上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。



④新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、上記(6)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、上記(7)(ロ)と同様の制限を受ける。

⑦承継会社等による新株予約権付社債の取得

承継会社等は、承継会社等の新株予約権及び承継された社債を下記7.(3)(ハ)と同様に取得することができる。

⑧新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑨組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

⑩その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

7. 社債に関する事項

(1) 社債の総額 200億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額

(2) 社債の利率 本社債には利息は付さない。

(3) 本社債の償還の方法及び期限 (イ) 満期償還

2018年8月24日(償還期限)に本社債の額面金額の100%で償還する。

(ロ) 本社債の繰上償還

①クリーンアップ条項による繰上償還

本①の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の 10%を下回った場合、当社は、受託会社及び主支払・新株予約権行使請求受付代理人(受託会社と同一である場合を除く。)並びに本新株予約権付社債権者に対して 30 日以上 60 日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の 100%の価額で繰上償還することができる。

②税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が下記 8. (イ)記載の追加額の支払義務を負う旨及び当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない旨を受託会社に了解させた場合、当社は、受託会社及び主支払・新株予約権行使請求受付代理人(受託会社と同一である場合を除く。)並びに本新株予約権付社債権者に対して 30 日以上 60 日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の 100%の価額で繰上償還することができる。但し、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の 90 日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の 10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該償還日の 20 日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき下記 8. (イ)記載の追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は下記 8. (イ)記載の公租公課を源泉徴収又は控除したうえでなされる。

③組織再編等による繰上償還

組織再編等が生じたが、(a)上記 6. (9) (イ)記載の措置を講ずることができない場合、又は(b)承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社が受託会社に対して交付した場合、当社は、受託会社及び主支払・新株予約権行使請求受付代理人(受託会社と同一である場合を除く。)並びに本新株予約権付社債権者に対して、東京における 14 営業日以上前に通知したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、以下に述べる償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、上記 6. (4) (ロ)記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額とな

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

るように、償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の180%とする(但し、償還日が2018年8月11日から2018年8月23日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。)。かかる方式の詳細は、当社の代表取締役が、取締役会の授権に基づき、上記6.(4)(ロ)記載の転換価額の決定と同時に決定する。

「組織再編等」とは、当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会)において(i)当社と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。)、(ii)資産譲渡(当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。)、(iii)会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。)、(iv)株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。)又は(v)その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び/又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものの承認決議が採択されることをいう。

④上場廃止等による繰上償還

(i)金融商品取引法に従って、当社以外の者(以下「公開買付者」という。)により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii)当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii)当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し(但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)、かつ、(iv)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、実務上可能な限り速やかに(但し、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から14日以内に)受託会社及び主支払・新株予約権行使請求受付代理人(受託会社と同一である場合を除く。)並びに本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、上記③記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の180%とする。但し、償還日が2018年8月11日から2018年8月23日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とす

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

る。)で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等又はスクイーズアウト事由(下記⑤に定義する。)を生じさせる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合、本④記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等又はスクイーズアウト事由が当該取得日から60日以内に生じなかった場合、当社は、当該60日間の最終日から14日以内に受託会社及び主支払・新株予約権行使請求受付代理人(受託会社と同一である場合を除く。)並びに本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

当社が本④記載の償還義務と上記③又は下記⑤記載の償還義務の両方を負うこととなる場合、上記③又は下記⑤の手続が適用されるものとする。

⑤スクイーズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合(以下「スクイーズアウト事由」という。)、当社は、受託会社及び主支払・新株予約権行使請求受付代理人(受託会社と同一である場合を除く。)並びに本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに(但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から14日以内に)通知したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日より前で、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上記③記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の180%とする。但し、償還日が2018年8月11日から2018年8月23日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。)で繰上償還するものとする。

(ハ) 当社による本新株予約権付社債の取得

当社は、2018年2月26日以降、本新株予約権付社債権者に対して、取得期日(以下に定義する。)現在残存する本新株予約権付社債の全部(一部は不可)を取得する旨を通知(以下「取得通知」という。)することができる。当社は、取得期日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債権者に対して交付財産(以下に定義する。)を交付する。

当社による本(ハ)に基づく本新株予約権付社債の取得は、当

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

社普通株式が取得期日において株式会社東京証券取引所に上場されていることを条件とする。当社は、取得した本新株予約権付社債に係る本社債を本新株予約権付社債の要項に従い消却する。

「取得期日」とは、取得通知に定められた取得の期日をいい、取得通知の日から 60 日以上 75 日以内の日とする。

「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、(i)本社債の額面金額相当額の金銭及び(ii)転換価値(以下に定義する。)から本社債の額面金額相当額を差し引いた額(正の数値である場合に限る。)を 1 株当たり平均 VWAP (以下に定義する。)で除して得られる数の当社普通株式(但し、1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。)をいう。

「1 株当たり平均 VWAP」とは、当社が取得通知をした日の翌日から 5 取引日(以下に定義する。)目の日に始まる 20 連続取引日(以下「関係 VWAP 期間」という。)に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格の平均値をいう。当該関係 VWAP 期間中に上記 6. (4) (ハ) 記載の転換価額の調整事由が発生したときには、1 株当たり平均 VWAP も適宜調整される。

「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が発表されない日を含まない。

「転換価値」とは、次の算式により算出される数値をいう。

$$\frac{\text{各本社債の額面金額}}{\text{最終日転換価額}} \times 1 \text{ 株当たり平均 VWAP}$$

上記算式において「最終日転換価額」とは、関係 VWAP 期間の最終日における転換価額をいう。

(二) 買入消却

当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当社に交付することができる。

(ホ) 期限の利益の喪失

信託証書又は本社債の規定の不履行又は不遵守その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合、受託会社が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより当社に対し本社債の期限の利益喪失の通知を行ったときには、当社は、本社債につき期限の利益を失い、残存本社債の全部をその額面金額に経過利息(もしあれば)を付して直ちに償還しなければならない。

(ヘ) 償還場所

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

下記(7)記載の名簿管理人又は下記(6)記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人の所定の営業所において支払う。

(4) 新株予約権付社債の券面 本新株予約権付社債については、記名式の新株予約権付社債券（以下「本新株予約権付社債券」という。）を発行するものとする。

(5) 無記名式新株予約権付社債券への転換請求の制限 本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできない。

(6) 新株予約権付社債に係る支払・新株予約権行使請求受付代理人 Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited（主支払・新株予約権行使請求受付代理人）

(7) 新株予約権付社債に係る名簿管理人 The Bank of New York Mellon (Luxembourg) S.A.

(8) 社債の担保又は保証 本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。

8. 特約 (イ) 追加支払

本社債に関する支払につき現在又は将来の日本国又はその他の日本の課税権者により課される公租公課を源泉徴収又は控除することが法律上必要な場合、当社は、一定の場合を除き、本新株予約権付社債権者に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるために必要な追加額を支払う。

(ロ) 担保設定制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社又は当社の主要子会社（本新株予約権付社債の要項に定義される。）は、①外債（以下に定義する。）に関する支払、②外債に関する保証に基づく支払又は③外債に関する補償その他これに類する債務に基づく支払を担保することを目的として、当該外債の保有者のために、当社又は当社の主要子会社の現在又は将来の財産又は資産の全部又は一部にいかなる抵当権、質権その他の担保権も設定せず、かつこれを存続させないものとする。但し、同時に(a)かかる外債、保証若しくは補償その他これに類する債務に付された担保と同じ担保を、受託会社の満足する形若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された形で、本新株予約権付社債にも付す場合又は(b)その他の担保若しくは保証を、受託会社が完全な裁量の下に本新株予約権付社債権者にとって著しく不利益でないと判断する形若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された形で、本新株予約権付社債にも付す場合は、この限りでない。本項において、「外債」とは、社債、ディベンチャー、ノートその他これに類する期間1年超の証券のうち、(i)外貨払の証券若しくは外貨により支払を受ける権利を付与されている証券又は円貨建てその額面総額の過半が当社若しくは当社の主要子会社により若しくは当社若しくは当社の主要子会社の承認を得て当初日本国外で募集される証券であって、かつ(ii)日本国外の証券取引所、店頭市場若しくはこれに類するその他の市場で、相場が形成され、上場され若しくは通常取引されるもの又はそれを予定されているものをいう。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

9. 上 場 取 引 所 本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。  
10. そ の 他 当社普通株式に関する安定操作取引は行わない。

以 上

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

(ご参考)

1. 資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

本新株予約権付社債発行による発行手取金（約 200 億円）は、以下に充当することを予定しております。

- ① 2014 年 7 月 17 日に償還予定の第 1 回無担保普通社債の償還資金として、100 億円。
- ② 海外を中心とした木質建材等製造事業の付加価値向上、競争力強化のための設備投資資金として、2015 年 3 月までに約 40 億円。
- ③ 北米における住宅事業の事業エリア拡大を目的とした米国住宅会社の持分取得資金の一部として、約 25 億円。（出資比率 50%、2013 年 6 月 28 日に手元資金にて全額払込済）
- ④ インドネシアにおける植林事業の運転資金として、2015 年 3 月までに約 15 億円。
- ⑤ 残額を、2015 年 3 月までに日本国内における戸建注文住宅事業・木材建材事業・リフォーム事業等の業務効率化、収益力向上のための情報システム関連投資資金に充当する。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今期の業績予想に変更はありません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主への利益還元を最重要課題の一つと認識し、これを継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

剰余金の配当につきましては、当社は、中間配当と期末配当の年 2 回行うことができ、これらの決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。また、当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

経営指標として重要視しております使用資本利益率を向上させることで、収益体質の強化を図るとともに、経営基盤、財務状況及び投資計画等のバランスを総合的に勘案しつつ、利益の状況に応じた適正な水準での利益還元を行ってまいります。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保金につきましては、長期的な経営計画に基づき、企業価値の向上に寄与する効果的な投資や研究開発活動等に、有効に活用してまいります。

(4) 過去 3 決算期間の配当状況等

	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期
1 株当たり連結当期純利益	29.21 円	52.34 円	89.89 円
1 株当たり年間配当金 (内、1 株当たり中間配当金)	15.00 円 (7.50 円)	15.00 円 (7.50 円)	17.00 円 (7.50 円)
実績連結配当性向	51.4%	28.7%	18.9%
自己資本連結当期純利益率	3.2%	5.6%	8.8%
連結純資産配当率	1.6%	1.6%	1.7%

(注) 1. 1 株当たり連結当期純利益は、期中平均株式数に基づいて計算しております。

2. 実績連結配当性向は、1 株当たりの年間配当金を 1 株当たり連結当期純利益で除した数値です。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。



3. 自己資本連結当期純利益率は、決算期末の連結当期純利益を自己資本（期首の少数株主持分控除後の連結純資産の部合計と期末の少数株主持分控除後の連結純資産の部合計の平均）で除した数値です。
4. 連結純資産配当率は、1株当たりの年間配当金を1株当たり連結純資産（期首の1株当たり連結純資産の部合計と期末の1株当たり連結純資産の部合計の平均）で除した数値です。

### 3. その他

#### (1) 配分先の指定

該当事項はありません。

#### (2) 潜在株式による希薄化情報

転換価額が未定のため、算出しておりません。転換価額の確定後、お知らせいたします。

#### (3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

##### ①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

##### ②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
始 値	775 円	780 円	750 円	1,013 円
高 値	876 円	780 円	1,090 円	1,368 円
安 値	551 円	621 円	619 円	939 円
終 値	756 円	753 円	1,012 円	1,239 円
株価収益率（連結）	25.9 倍	14.4 倍	11.3 倍	—

(注)1. 株価は、株式会社大阪証券取引所市場第一部におけるものであります。

2. 平成26年3月期の株価については、平成25年7月8日現在で表示しております。

3. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期末の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、平成26年3月期については、未確定のため記載していません。

#### (4) ロックアップについて

当社は、本新株予約権付社債に係る引受契約書の締結日から払込期日後180日間を経過するまでの期間中、共同ブックランナーの事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式、当社普通株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（但し、本新株予約権付社債の発行、本新株予約権の行使による当社普通株式の交付、単元未満株主の売渡請求による当社普通株式の売渡し、株式分割、所在不明株主に係る当社普通株式の売却、その他日本法上の要請による場合を除く。）を行わない旨を合意しております。

以 上

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。